

第二次和歌山県再犯防止推進計画
～ 社会復帰へとつなぐために ～

令和6年4月

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	2
3 計画の位置付け	2
4 基本方針	2
5 計画の期間	3
6 進行管理	3
7 成果指標	3
第2章 再犯防止を取り巻く現状と重点課題	
1 再犯防止を取り巻く現状	5
(1)再犯者数及び再犯者率の状況	5
(2)出所受刑者の再入所状況	6
2 重点課題	8
第3章 関係機関・団体との連携強化	9
第4章 取り組んでいく施策	
1 就労・住居の確保等のための取組	10
(1)就労の確保	10
(2)住居の確保	17
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	22
(1)高齢者又は障害のある者等への支援	22
(2)薬物依存を有する者への支援	27
3 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施	30
4 特性に応じた効果的な支援のための取組	37
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進のための取組	40
(1)民間協力者の活動の促進	40
(2)広報・啓発活動の推進	42
6 関係機関の職員等に対する専門的教養の実施	44
【資料編】	
用語解説	
再犯の防止等の推進に関する法律	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、ピークとなった平成14年から戦後最少を記録した令和3年まで19年連続で減少し、新型コロナウイルスが収束し始めた令和4年には、若干の増加がありましたが、件数はピーク時の6分の1程度にまで減少しています。

本県の刑法犯認知件数は、ピークとなった平成13年は24,273件であったものの、以後は連続して減少し、令和3年に戦後最少の3,310件であった後、令和4年に3,438件と若干の増加が認められました。本県においては、ピーク時の7分の1程度まで犯罪が減少しています。

これらの数値から、近年の全国及び本県の犯罪情勢は、減少傾向にあるといえます。

一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）を見ると、令和4年は、全国が47.9%、本県が48.3%でした。

近年、この再犯者率は、全国、本県ともに著しく低下した形跡はなく、高水準で推移しているのが現状です。

誰もが安心して暮らすことができる安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することが必要です。

犯罪をした者等の中には、「安定した仕事や住居がない」、「高齢で身寄りがない」、「障害又は依存症がある」、「十分な教育を受けていない」など、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が多く存在します。その者等を地域社会で孤立させないためには「息の長い」支援を、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって行う必要があります。

そのような中、国においては、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、再犯防止等に関する基本的施策が示されるとともに、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。

同推進法に基づき国は、平成29年12月に「再犯防止推進計画」、その後、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止等に関する施策を実施しています。

本県においても、令和3年5月に「和歌山県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等を社会復帰へとつなぐための支援や、県民の理解の醸成に取り組んできました。その結果、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、再犯防止等に向けた取組が機能し始めました。この度、それらの取組を更に深化させ推進していくため、従来の取組に新たな施策を加えた「第二次和歌山県

再犯防止推進計画」を策定しました。

2 計画の目標

再犯防止推進法及び第二次再犯防止推進計画に基づく国、市町村との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定しています。

4 基本方針

次の5つを基本方針とし、この基本方針に基づいて各重点課題に対する具体的施策を推進し、再犯防止につなげます。

- ① 国・市町村・民間との緊密な連携協力を確保し、SDG s^(※)の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
※ 2015年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標です。
和歌山県では誰もが希望を持って生きることのできる社会を次の世代に届けるべく、企業や団体、教育機関、県民等とともにSDG sを推進しています。
再犯防止の取組は、SDG sの17の目標のうち、「3、すべての人に健康と福祉を」「4、質の高い教育をみんなに」「8、働きがいも経済成長も」「10、人や国の不平等をなくそう」「16、平和と公正をすべての人に」「17、パートナーシップで目標を達成しよう」に関わりがあります。
- ② 国、市町村との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を行います。
- ③ 様々な苦痛を強いられる犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解すること、及び社会復帰のために自ら努力することの重要性も踏まえて、関係者の心情に配慮して施策に取り組みます。
- ④ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。
- ⑤ 犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、

再犯防止の取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解を醸成します。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

6 進行管理

必要に応じて国の関係機関、関係団体、県関係部局による会議を開催し、重点課題に対する施策の取組状況を情報共有するとともに、より効果的な施策の在り方について見直しを行います。

7 成果指標

市町村における再犯防止推進計画策定数（令和10年度）	30市町村
----------------------------	-------

安全で安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要です。

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域社会の一員として、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要であり、そのためには、地域住民に身近な県や市町村の取組が求められます。

しかしながら、県内の市町村における再犯防止推進計画の状況は、1町のみで策定にとどまり、他府県と比較すれば大きく遅れていると言わざるを得ません。

そこで、本計画では、成果指標について、市町村における再犯防止推進計画の策定数を県内全市町村の30市町村とすることとしました。

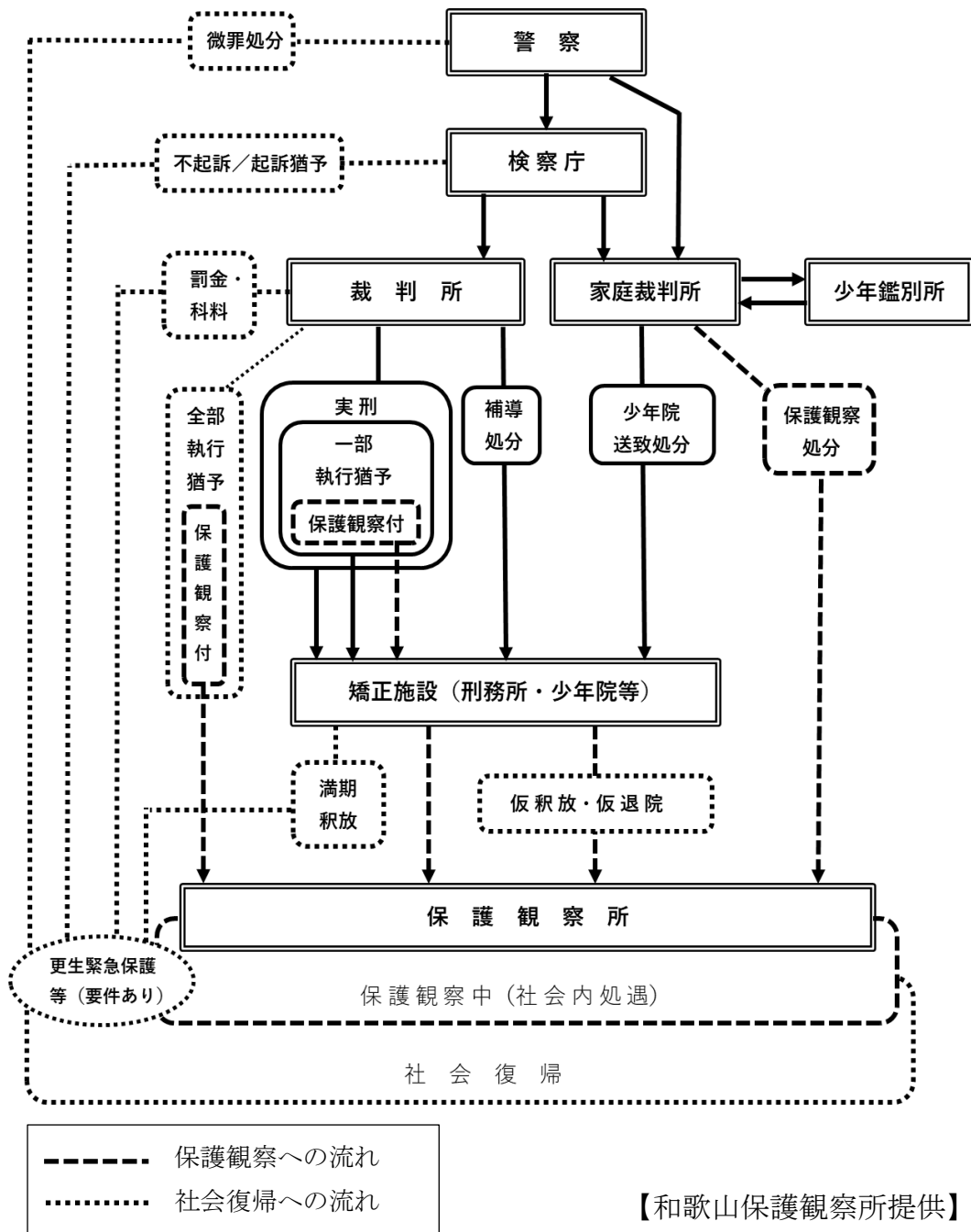
今後、市町村をはじめとした関係機関・団体の職員を対象とした研修会等を実施し、市町村における再犯防止推進計画の策定を促進し、犯罪をした者等が社会復帰できる環境整備に努めてまいります。

トピックス①

「犯罪をした者等」

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいい、警察で微罪処分になった者、検察庁で起訴猶予処分となった者、裁判所で罰金・科料を受けた者、執行猶予となった者、保護観察に付された者、満期釈放となり、更生緊急保護により支援対象となる者等を含みます。

〔刑事司法手続等の流れ（少年保護手続等を含む）【略図】〕

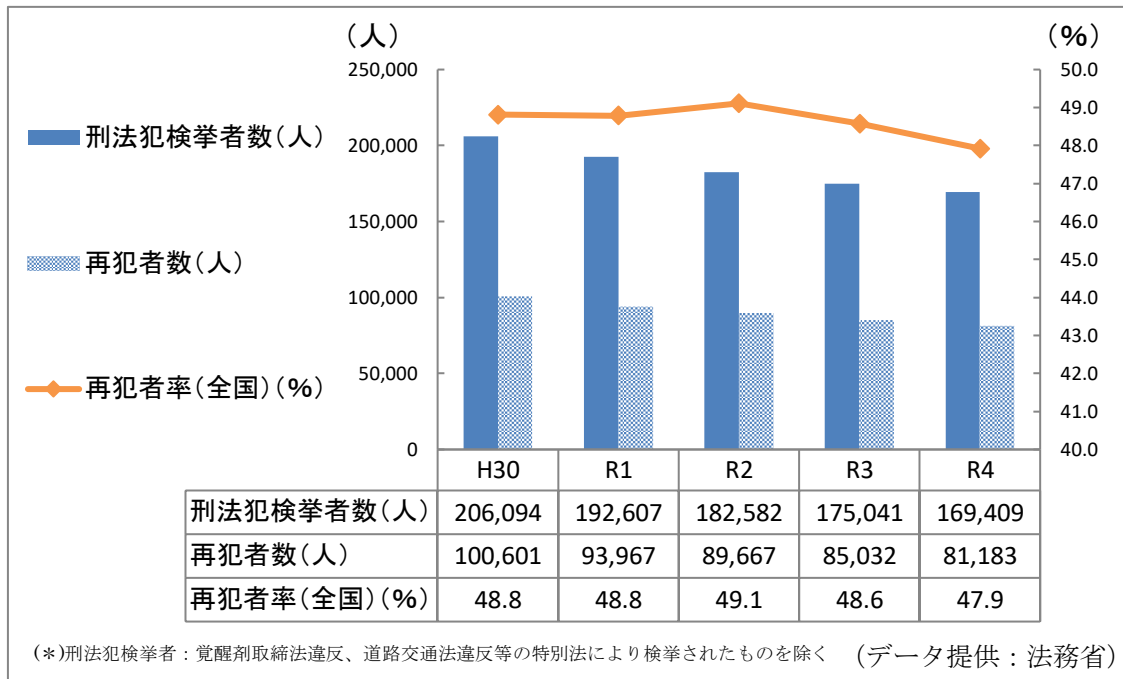


第2章 再犯防止を取り巻く現状と重点課題

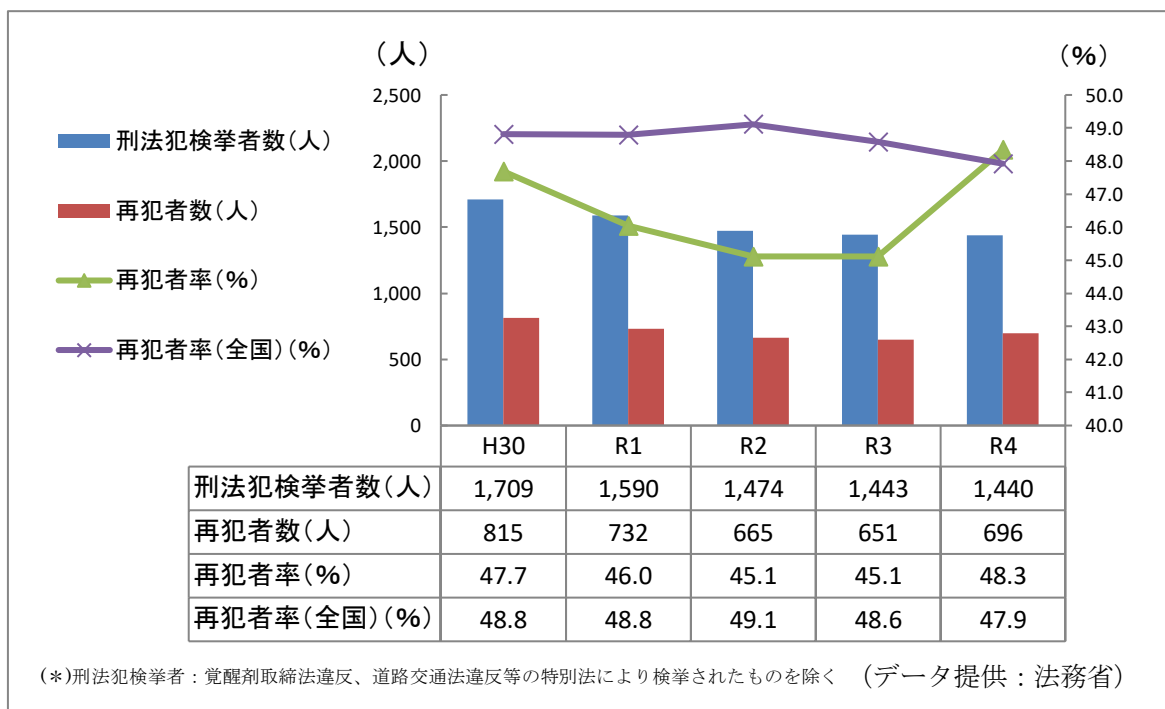
1 再犯防止を取り巻く現状

(1) 再犯者数及び再犯者率の状況

【全国の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】

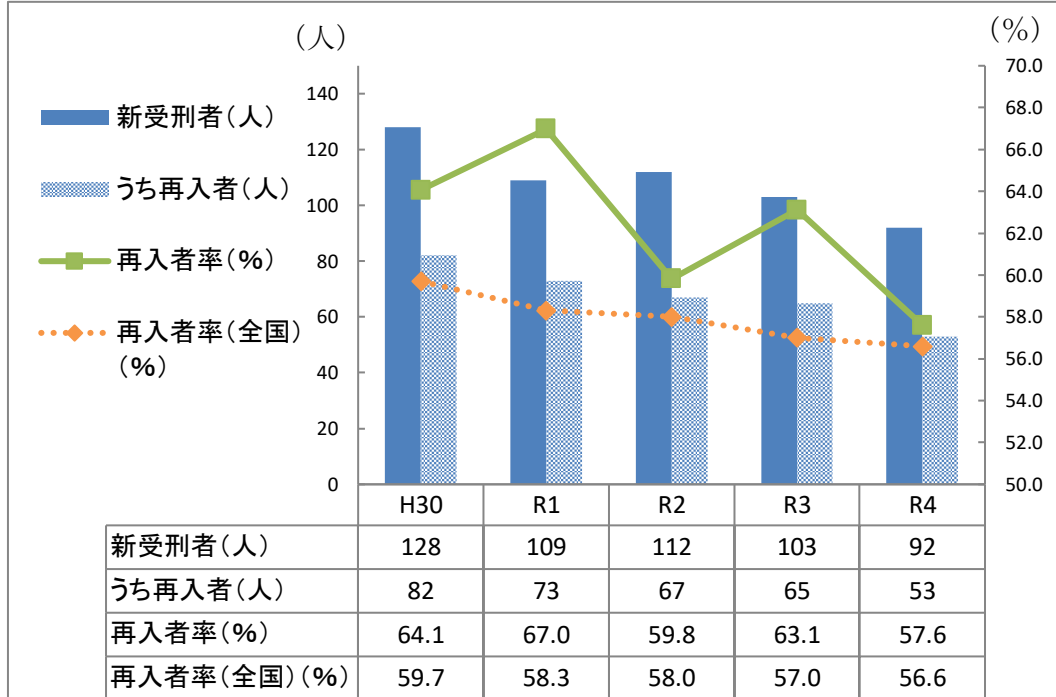


【和歌山県の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】



(2) 出所受刑者の再入所状況

【新受刑者中の再入者数^(*)及び再入者率】



(*1) その年に新規入所した者で再入所にかかる犯行時の居住地が和歌山県の者

(データ提供：法務省)

【出所受刑者の2年以内再入者数及び再入者率】

年次		H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
全出所受刑者(人)		21,998	21,032	19,953	18,923	17,793
全国	2年以内再入者数(人)	3,712	3,396	3,125	2,863	2,515
	2年以内再入率(%)	16.9	16.1	15.7	15.1	14.1
和歌山県 ^(*)	2年以内再入者数(人)	19	19	22	23	23

(*2) 再入所に係る犯行時の居住地が和歌山県である者の統計

(データ提供：法務省)

【出所受刑者の前刑罪名別2年以内再入者数等】

年次			H29	H30	R1	R2	R3
全国	窃盗	出所受刑者数(人)	7,265	6,770	6,663	6,441	6,193
		2年以内再入者数(人)	1,663	1,477	1,450	1,290	1,226
		再入率(%)	22.9	21.8	21.8	20.0	19.8
	覚醒剤 取締法違反	出所受刑者数(人)	6134	5,982	5,367	5,008	4,531
		2年以内再入者数(人)	1061	957	846	776	581
		再入率(%)	17.3	16.0	15.8	15.5	12.8
	傷害・暴行	出所受刑者数(人)	1065	1,057	955	943	815
		2年以内再入者数(人)	164	176	146	116	114
		再入率(%)	15.4	16.7	15.3	12.3	14.0
	性犯罪	出所受刑者数(人)	643	653	630	536	461
		2年以内再入者数(人)	53	55	40	27	38
		再入率(%)	8.2	8.4	6.3	5.0	8.2
和歌山県 (*3)	窃盗	2年以内再入者数(人)	5	6	9	13	13
	覚醒剤 取締法違反		11	7	9	4	5
	傷害・暴行		0	0	2	1	2
	性犯罪		0	1	0	0	0

(*3) 再入所にかかる犯行時の居住地が和歌山県である者の統計 (データ提供：法務省)

2 重点課題

本県では、再犯防止推進法第2章で規定する国の基本的施策及び国の第二次再犯防止推進計画を勘案し、重点的に取り組むべき6つの課題を設定し、国・市町村・民間との緊密な連携協力を確保しながら再犯防止施策を総合的に推進します。

[6つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤ 民間協力者の活動促進、全ての県民の理解と協力が得られる広報・啓発活動の推進
- ⑥ 関係機関の職員等に対する専門的教養の実施

第3章 関係機関・団体との連携強化

犯罪をした者等の「居場所」を確保し、地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を行うためには、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携強化が大切です。

県では、必要に応じ、各施策の取組状況や課題等について情報共有を行うため、国の関係機関、関係団体、県関係部局による会議を開催し、より効果的な施策のあり方について検討し、広く県民の意見を伺いながら社会復帰へとつなぐための支援を行います。

〔国の関係機関〕

大阪矯正管区
和歌山地方検察庁
和歌山地方法務局
和歌山刑務所
和歌山少年鑑別所
和歌山保護観察所
和歌山労働局

〔関係団体〕

和歌山弁護士会
和歌山県保護司会連合会
和歌山県更生保護女性連盟
和歌山県BBS連盟
更生保護法人和歌山県更生保護協会
NPO法人和歌山県就労支援事業者機構
和歌山協力雇用主会
和歌山職親プロジェクト
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県地域生活定着支援センターま〜る
更生保護法人端正会
一般社団法人和歌山ダルク
公益財団法人和歌山県人権啓発センター
和歌山家庭・少年友の会
和歌山非行と向き合う親たちの会「おりづるの会」
(順不同)

第4章 取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保

《現状と課題》

令和4年に再入所した者のうち、再犯時に無職であった者の割合は、全国では72.7%、和歌山県居住者については75.5%という状況であり、再犯防止に向けて、就労を確保し生活基盤を安定させることは重要です。

国においては、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等の様々な施策が実施されています。

さらに、第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも取り組んでいます。

しかしながら、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあります。

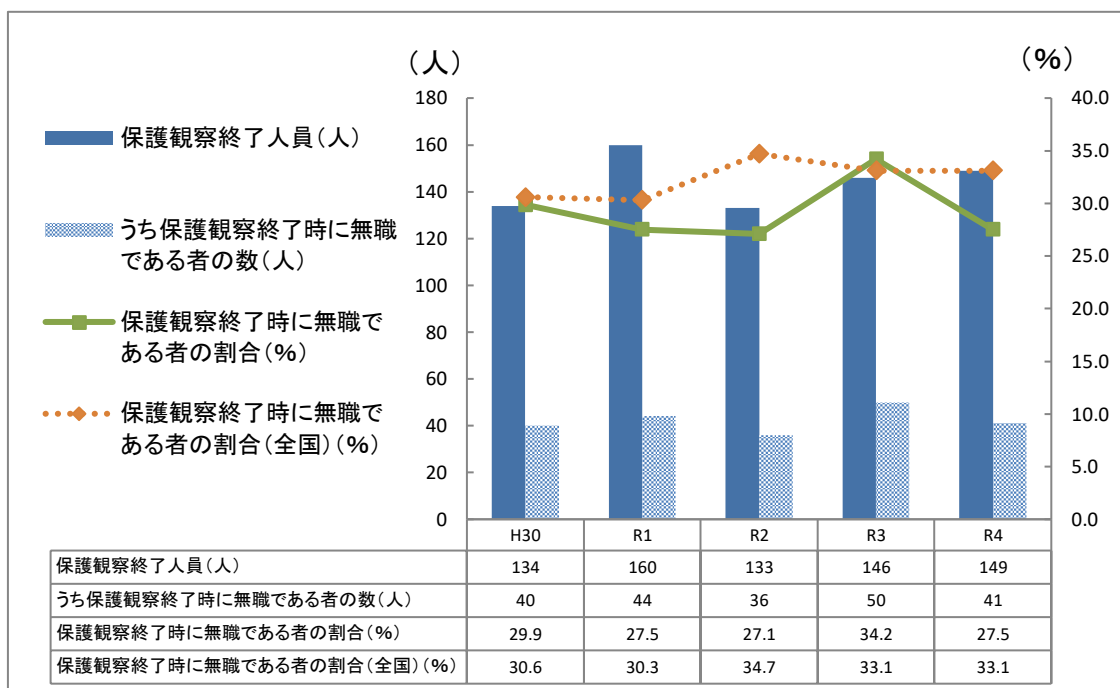
就労先の確保のため、就職に向けた相談・支援の充実や関係機関・団体との連携強化が重要です。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和4年中の新受刑者のうち、無職であった者の割合(学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く)】

	再入所者	無職者	割合
和歌山県	53人	40人	75.5%
全国	8,180人	5,943人	72.7%

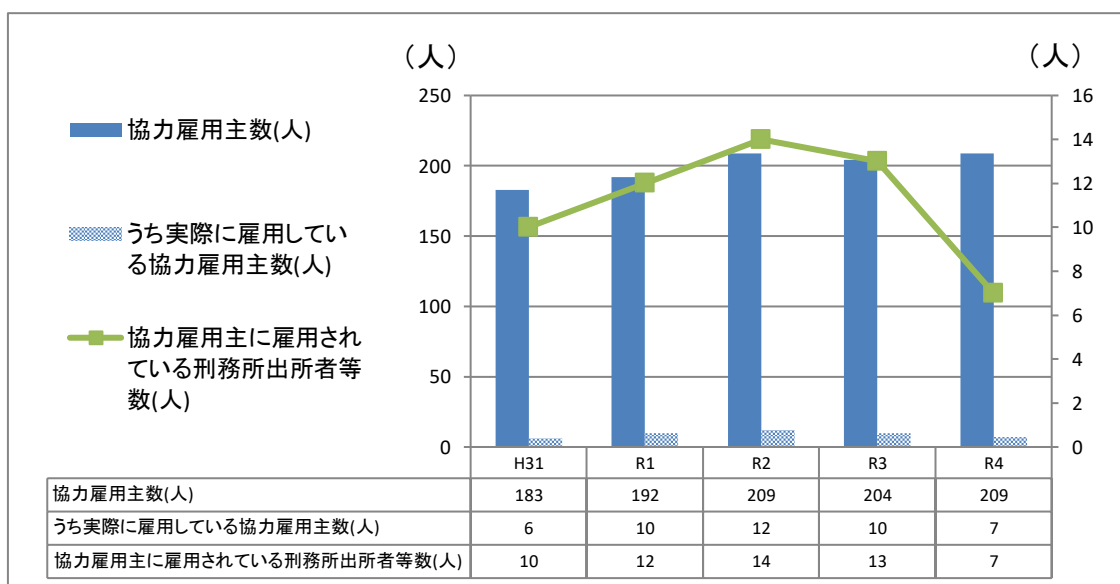
(データ提供：法務省)

【和歌山保護観察所における保護観察終了時に無職である者の割合(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)】



(データ提供：法務省)

【和歌山県の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 就職に向けた相談・支援等の充実

- ・ 県内3か所（橋本市、和歌山市、田辺市）の「若者サポートステーション With You」を拠点に若者に関するあらゆる相談への対応と、無業の若者への職業的自立支援を地域の支援ネットワークを活用しながら実施します。

【(県) こども支援課】

- ・ 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個々の状況に応じた支援プランを作成し、面接の心得等を指導するとともに、同行してハローワークにつなげるなどの就労支援を行います。

【(県) 社会福祉課】

- ・ 「わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）」において、ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、和歌山県内で就職を目指している若年求職者、不安定就業者の方に就業相談、インターンシップ、各種セミナー、職業紹介等、様々な就職活動に関するサポートを実施します。

【(県) 労働政策課】

○ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

- ・ 生活困窮者で、就労に向けた準備が必要な方には、社会福祉法人をはじめ、地域で社会福祉を行う事業者が運営する施設での簡単な作業の手伝いや事業者と近隣農家が連携して行う農作物の収穫の手伝い等、決められた時間で他の者と一緒に作業を行うことを通じて、規則正しい生活リズムを取り戻し、協調性を身につけてもらうなど、就労に必要な基礎能力を形成するための支援を行います。

【(県) 社会福祉課】

○ 建設工事入札参加者資格審査における加点

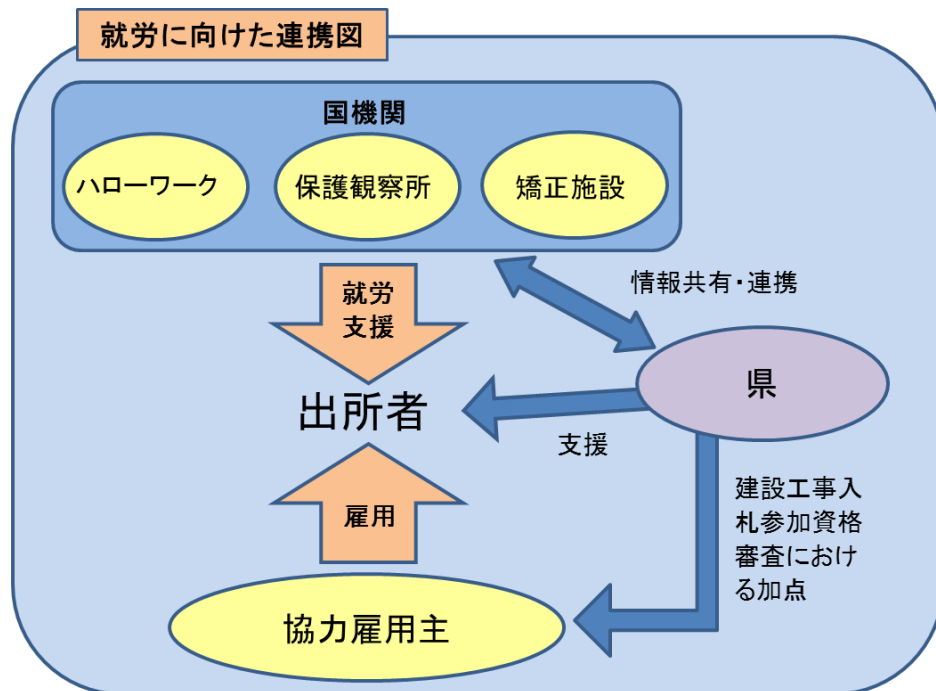
- ・ 建設工事入札参加資格審査において、保護観察対象者の雇用に対し、地方基準点数（和歌山県独自点数）で加点評価します。

【(県) 技術調査課】

○ 関係機関・団体との連携強化

- ・ 保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援事業・推進協議会」に参加し、就労支援に関する取組事項や課題を共有し連携強化を図ります。

【(県) 労働政策課】



トピックス②

～国の機関（保護観察所、刑務所）が行う就労支援～

・保護観察所

「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、更生保護協会等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用、セミナー・事業所見学、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。

なお、保護観察所において、協力雇用主の登録手続きを行っており、刑務所出所者等の雇用の受け皿を拡大するため、協力雇用主開拓にも力を入れています。

・コレワーク

コレワークは、法務省が所轄する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯を防止するため、「雇用情報提供サービス」等の就労支援を行っています。

雇用情報提供サービスとは、コレワークで、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズをお聞きした上で、そのニーズに適合する者を収容する矯正施設をご紹介しますものです。その

他、採用手続に関する支援や、刑務所等で職業訓練や刑務作業を見学したいという場合の日程調整もいたします。

また、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安を解消し、出所者等の雇用に関する有益な情報を提供する取組も行っております。

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。受刑者や少年院在院者の社会復帰へのステップを雇用という形で支えていただける事業主の存在は大変貴重です。コレワークでは、そのような事業主に対し、上記のようなサービスの提供、相談等を行っています。例えば、「建設関係の仕事の経験があり、和歌山市内に帰住する人を探しています。」といった求人に関するご相談等、お気軽にお問い合わせください。



・刑務所

社会復帰後の職場での円滑な人間関係を保つこと、仕事を長続きさせることを目的に、職場での心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、具体的な場面を想定した対応の仕方等の、就労生活に必要な基礎的知識・技能等を習得させるよう、就労支援指導を行っています。

和歌山刑務所は全国に数少ない女子刑務所です。加えて、日本人と異なる処遇を必要とする外国人受刑者も収容しています。

就労支援については、65歳未満で、就労が可能と思われる者には、釈放の見込み日からおおむね3月以内に就労支援ナビゲーターによるセミナーを受講させ、引き続き、就労支援を希望する者には、面接を実施して対象者の事情に応じた支援を行っています。

また、入所時の調査で特に就労支援が必要と思われる者には、臨床心理士による心理アセスメントやその分析結果に基づくカンファレンスを行った上で就労への意欲喚起や職場定着に向けた動機づけを行い、出所後の健全な就労生活を送れるような働き掛けを実施しています。

～民間団体の取組～

・全国就労支援事業者機構

「認定 NPO 法人全国就労支援事業者機構」(以下「全国機構」)は、犯罪のない安全なまちづくりに貢献するための刑務所出所者等の就労支援を目的として設立されました。また、各都道府県には「NPO 法人就労支援事業者機構」(以下「都道府県機構」)が存在しています。

出所者等の就労支援は、一部の事業主の善意に大きく依存するべきではなく、経済界全体の協力によって支えるべきものであるという考えに基づき、協力雇用主の開拓や、協力雇用主に対して出所者等の雇用実績に応じた給与支払助成を行っています。また、都道府県機構からの事業実績報告を受けるなど連携を取り、全国的なネットワークでの事業推進を図っています。

和歌山県就労支援事業者機構は、全国機構と連携して、地元経済界の支援・協力を得ながら、雇用していただく協力雇用主の拡大、協力雇用主の方々への支援、犯罪予防を図るための世論の啓発および広報等の事業を行っています。

・和歌山協力雇用主会

犯罪や非行をした者は、刑期を終えると再び地域に帰ってきます。このような人々が、定職に就けず、生活が安定しないことから再犯に至るというケースが多いのが現状です。

そのような状況に陥ることを未然に防ぐためには、出所者が就職して責任ある社会生活を送る必要があります。

和歌山協力雇用主会は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする和歌山市内の民間事業主の会であり、保護観察所に協力雇用主として登録している企業の相互援助を目的とした研修会や就労継続に向けた指導等を行い、出所者等の再犯防止に大きく寄与しています。

同会には、令和 5 年 8 月末時点で 40 の企業が、雇用主として登録されており、保護観察所と協力して年 1 回程度、就職説明会を開催するなど、企業と出所者等のマッチングを行っています。

出所者の就職支援で終わるのではなく、就職後の社会生活の安定と就業継続にスポットを当て、保護観察所・保護司会と連携を強化して、就職から就職後の生活の安定に取り組む連携強化の議論が2023年より始まりました。社会変化に対応して就業支援に取り組むために各団体の協働強化が今後益々必要です。

※協力雇用主数…全国約 25,000 企業、和歌山県内 208 企業（令和 4 年 10 月 1 日現在）

・職親プロジェクト

出所者の非就職は再犯の大きな要因の一つです。たとえ就職したとしても、周囲の反発等が原因で仕事を辞めざるを得ない状況に陥ることも少なくありません。出所後、就職先を見つけられずにもう一度罪を犯す。これが再犯の悪循環となっています。

「職親プロジェクト」はその悪循環を断ち切るべく、官民連携で名前通り「職の親」となり、矯正施設内から出所・就労まで、切れ目なく支援を提供できる仕組みの構築を目指しています。

職親プロジェクトは 2013 年に日本財団と関西の 7 企業による民間発意で発足しました。令和 5 年 10 月末時点で、356 社の企業がこのプロジェクトに参加しています。

参加企業は、職場定着率向上を目的とした矯正施設での職親企業による現場で必要とされる技術の講義や、職親企業での入所者のインターンシップ受入れ等に取り組んでいます。また、受刑者を対象に採用面接も行います。面接に合格した場合、合格者は最長 6 か月の就労体験を経験することができます。

和歌山職親プロジェクトは、それまでも協力雇用主として刑務所・少年院出所者を職場に受け入れてきた企業が旗挙げ役となり、2016 年に大阪、東京、福岡に次ぐ全国 4 番目の拠点として立ち上げられました。

受刑者に就職の希望があれば、刑務所等へ赴いて面接を行い、採用予定者に帰住先が無い場合には、会社の寮や社宅等の住居を用意して迎え入れるといった支援を行っています。その名の通り出所者たちの「親」となり、刑務所出所者や少年院出院者の社会復帰を支援しています。

令和 5 年 10 月末時点で、和歌山県では 19 の企業がこのプロジェクトに参加し、再犯防止の一翼を担っています。

(2) 住居の確保

《現状と課題》

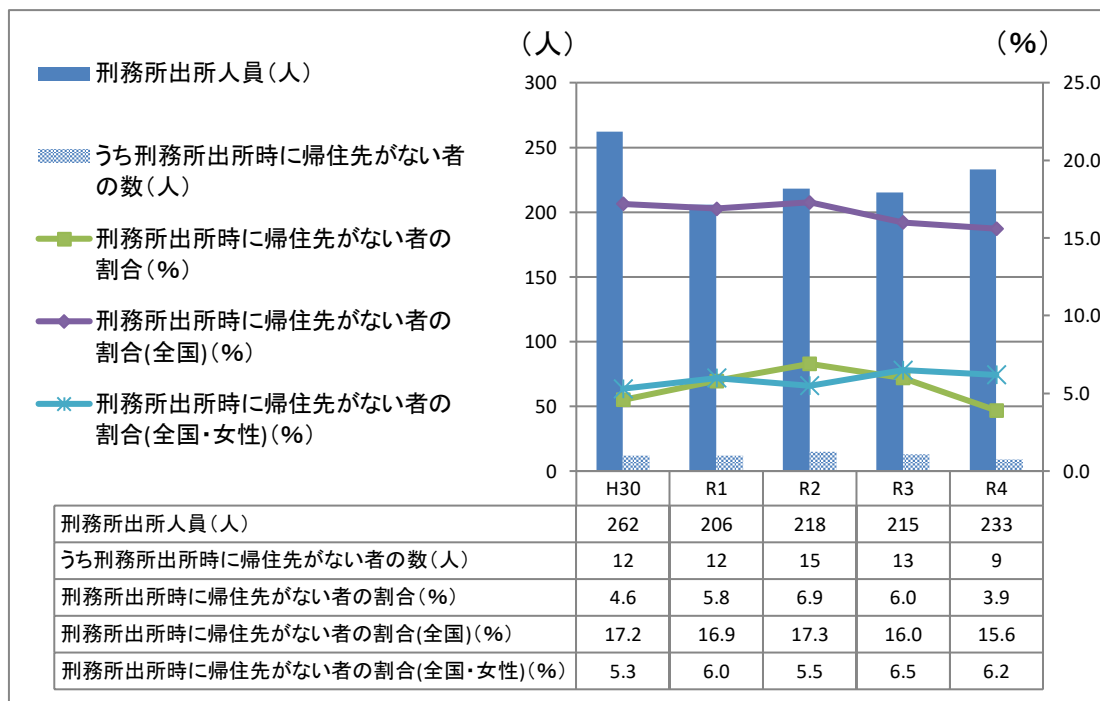
令和4年中に全国の刑務所を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先の確保ができずに出所した者は15.6%になっており、適切な帰住先の確保は、再犯防止の観点からも重要です。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保等、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を実施しています。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めています。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題があります。

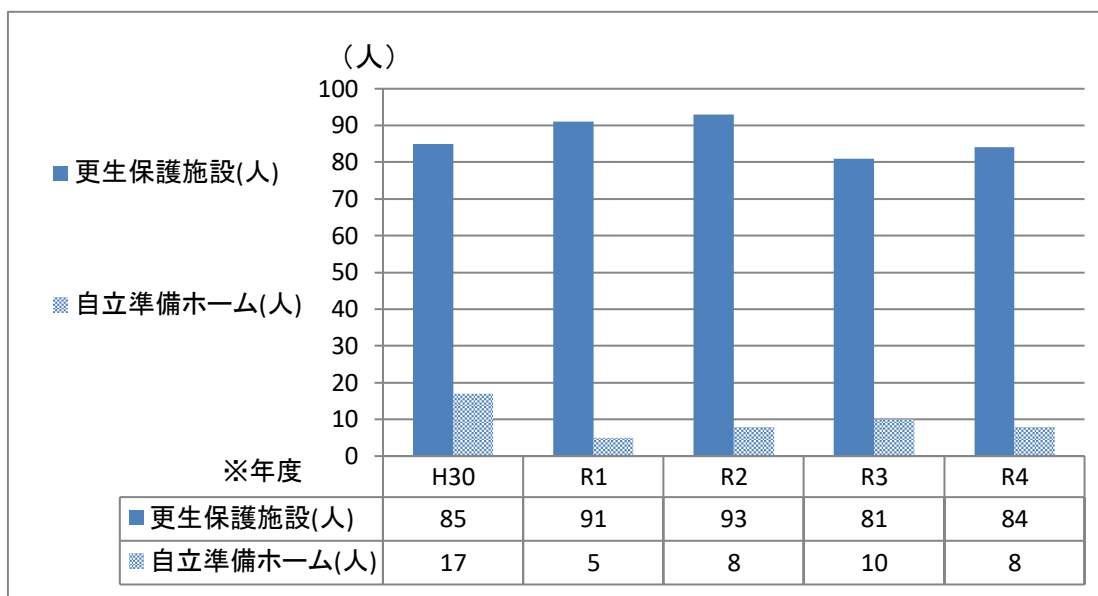
犯罪をした者等が自ら住居を確保することは困難な場合が多く、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実が必要です。

【和歌山刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】



※和歌山刑務所は女子刑務所であるため、比較対象として、刑務所出所時に帰住先がない者の割合(全国・女性)を記載しています。(データ提供：法務省)

【和歌山県の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

- 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援
 - ・ 高齢又は障害があることにより、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難な者に対しての支援を行うため、和歌山県地域生活定着支援センターま〜るを設置しています。

同センターにおいて、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、退所後直ちに生活する場を確保するため、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を行うとともに、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後必要な援助等を実施します。

また、地域社会等の理解を求めるとともに、矯正施設、保護観察所と連携し、地域社会での定住を目指します。

【(県) 障害福祉課】

- 生活困窮者に対する相談支援等
 - ・ 経済的な困窮のため、最低限度の生活を維持することができない方に対し、家賃等の住居に要する費用（生活保護（住宅扶助））を扶助しています。

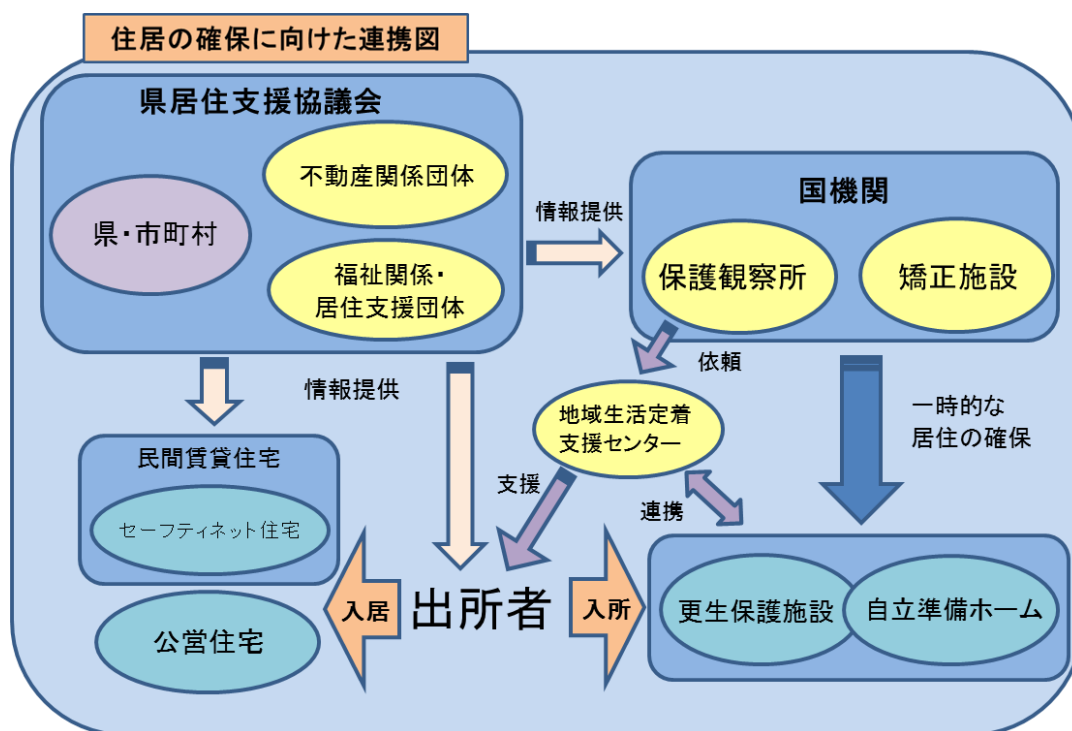
- ・ 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的として、家賃相当分の給付金（生活困窮者住居確保給付金）を支給しています。

【(県) 社会福祉課】

○ 賃貸住宅の供給の促進

- ・ 保護観察対象者等を含めた様々な住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、行政・不動産関係団体・福祉関係団体が連携する和歌山県居住支援協議会を組織し、住宅情報の提供等の支援を行います。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するため、周知啓発等を行います。

【(県) 建築住宅課】



トピックス④

～更生保護施設「端正会」について～

更生保護施設端正会は、更生保護事業法により法務大臣の認可を受けて更生保護施設を運営しています。保護観察所長の委託を受け、刑務所等を出所した人等のうち、頼る人がいない人や社会復帰に問題を抱える人を受け入れ、その人が責任ある社会の一員として立ち直るよう支援して、犯罪や非行が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現に寄与しています。

端正会は、男子及び女子の双方を受け入れる全国でも数少ない施設で、入所者定員数は男子10人、女子10人の計20人のところ令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）の1日当たり平均入所者数は、15.2人でした。居室は2人で1室を基本としており、入所者が一定のきまりの中で共同生活を送り、ルールを守るとともに、お互いに尊重・思い合うことを大切に生活を送るよう指導を行っています。

また、更生保護関係者はもちろんのこと、地域の方々、医療・福祉関係者の協力体制のもと、24時間体制で食事や宿泊場所の提供や、自立を阻む問題（高齢、薬物・ギャンブル等の依存、不良交流、貧困他）を解消する指導・支援を行っています。

～端正会が行う保護の内容～

受入準備	・入所する人の特性を把握し、処遇の方法を準備
入所時の手続き	・責任ある社会人として行うべき手続きの指導
宿泊場所・食事の提供	・自立するための生活基盤である宿泊場所と食事の提供
就労支援	・ハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構の協力で就労支援
生活指導	・生活スキル向上に親身になって指導、支援
福祉支援	・高齢者や障害を有する入所者が福祉サービスを受けられるよう支援
居住支援	・立ち直りに適切な居住環境の確保
退所後の助言等	・退所者の生活上での悩みや相談に対応

トピックス⑤

～自立準備ホームについて～

適当な住居の確保が困難な刑務所出所者等に対し、更生保護施設以外に、宿泊場所を提供できる事業者を「自立準備ホーム」として、保護観察所が登録しています。

福祉施設、宗教法人、薬物依存回復施設等が登録されています。新規登録については、自立準備ホーム事業者の要件を満たしているか確認した上で、登録を行っています。令和5年9月1日現在、和歌山保護観察所では、12法人（17施設）を登録しています。

利用については、急きょ行き場がなくなった保護観察対象者、処遇転換を図る必要のある対象者、更生保護施設を退所する必要があるもののすぐには自立できない対象者等を委託してきたほか、特別調整対象者が満期出所後、更生緊急保護として入所した実績があります。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

《現状と課題》

法務省によると、高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っているとのこと。

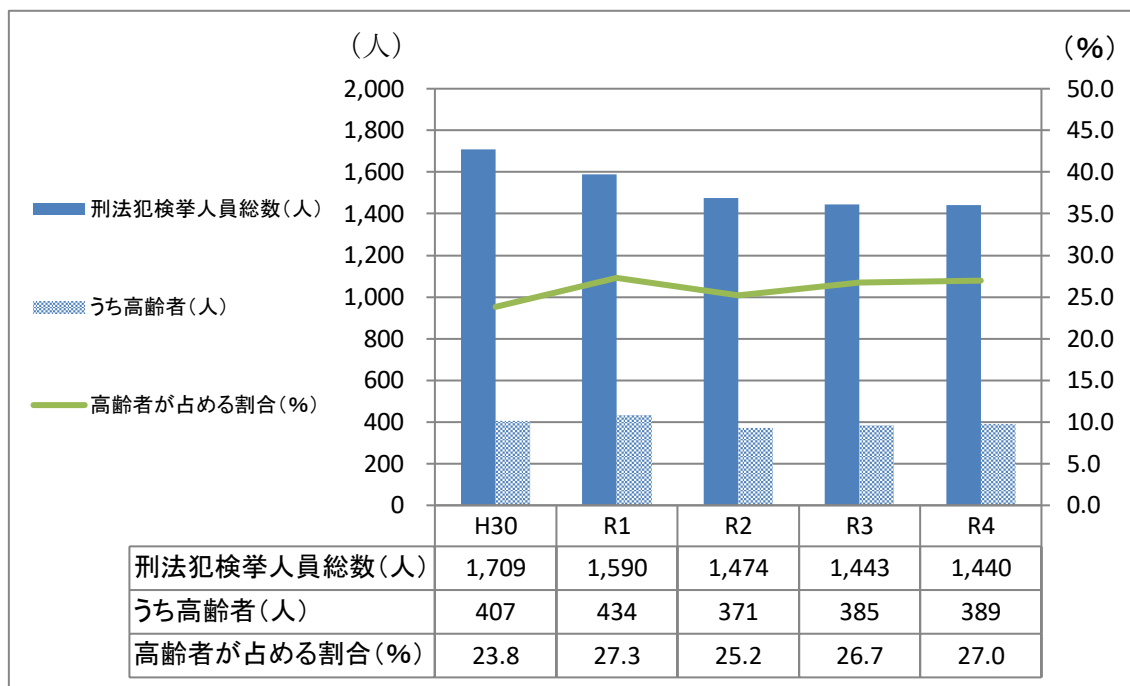
知的障害のある受刑者についても、一般的に再犯に至るまでの期間が短いとされていることから、高齢者や障害のある者への支援が重要となります。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）や起訴猶予者等についても身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきました。

しかしながら、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題があります。

自立した生活が困難な高齢者や障害がある者等社会的に孤立しやすい者に対する福祉的支援は、専門的な知識や経験が必要で、関係機関・団体相互の連携により切れ目なく行う必要があります。

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の高齢者（65歳以上）の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

○ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援

- ・ 高齢又は障害があることにより、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難な者に対しての支援を行うため、和歌山県地域生活定着支援センターま〜るを設置しています。

同センターにおいて、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、退所後直ちに生活する場を確保するため、保護観察所からの依頼に基づく受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を行うとともに刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後必要な援助等を実施します。

また、地域社会等の理解を求めるとともに、矯正施設、保護観察所と連携し、地域社会での定住を目指します。(再掲)

【(県) 障害福祉課】

- ・ 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口とし、判断能力に不安のある高齢者や障害者等を対象に、本人と市町村社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等、地域において自立した生活を送れるよう支援します。
- ・ 和歌山県成年後見支援センターにおいて、判断能力の低下により日常生活を送ることや財産管理が困難になった時、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人が手続きを行う成年後見制度の利用に向け相談や支援を行います。
- ・ 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口とし、低所得者世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立や生活意欲を助長するため、社協職員や民生委員が相談支援を行いながら、低利または無利子で資金の貸し付けを行います。

【(県) 社会福祉課】

- ・ 認知症の家族や当事者の方の悩みや課題に対して相談を受け付ける専用相談窓口を設置し支援します。

【(県) 長寿社会課】

○ 関係機関・団体との連携の強化

- ・ 和歌山県地域生活定着支援センターま〜るが行う、刑務所等を出所した高齢者や障害のある者に対する支援について、
 - ① 困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深める研修を実施
 - ② 福祉事業者に対して支援協力者の確保を図るとともに、センター事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるために巡回訪問を実施
 - ③ 支援対象者を受け入れた福祉事業者が支援対象者の受入れが予想される福祉事業者に対して、支援のノウハウを広く共有することを目的とした研修を実施し、更なる地域での連携を図ります。

【(県) 障害福祉課】

トピックス⑥

～地方検察庁刑事政策推進室の社会復帰支援～

検察庁においては、再犯防止等の刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を遂行しています。知的障害のある者や高齢者等福祉支援を必要とする起訴猶予者等について、保護観察所等関係機関と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を、地域の実情に応じて実施しています。

最高検察庁においては、平成28年に「刑事政策推進室」を設置し、再犯防止・社会復帰支援等を主なテーマとして、各地の検察庁での取組等に関する情報の収集やフィードバック、これら取組の検討や各検察庁への助言・指導をはじめ、関係機関との連絡・調整等を行っています。

和歌山地方検察庁においては、平成28年に「刑事政策推進室」を設置し、罪を犯した高齢者・障害者等の円滑な社会復帰及び再犯の防止に向けた助言等を行い、被疑者等の社会復帰支援（入口支援）に取り組んでいます。

さらに、被疑者等のそれぞれの実情に応じたより適切な支援を行うため、保護観察所や地域生活定着支援センター等関係機関との連携により必要な助言を得られるようにしています。

トピックス⑦

～和歌山県地域生活定着支援センターま～るの取組～

社会福祉法人和歌山県福祉事業団が運営する「和歌山県地域生活定着支援センターま～る」（以下「センター」）では、高齢者や障害を有する刑務所等からの出所予定者について、福祉の面において支援を行うことを目的として、平成21年9月に設立されました。センターでは、出所してから福祉サービスが受けられるよう、和歌山保護観察所等と連携して、主にコーディネート業務、フォローアップ業務を通して出所者を支援しています。また、令和3年度より被疑者等支援業務も開始し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な人に対する支援にも取り組んでいます。

・コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑務所入所者を対象として、退所後の福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援を行います。

- ・フォローアップ業務

前述のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に必要な助言等を行います。助言の他に、事業所へ出向き、モニタリングの実施、必要に応じてケース会議にも参加しています。

- ・被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容等の確認を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行います。

- ・相談支援業務

高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

センターでは平成 21 年の開所から令和 5 年 3 月末現在まで、延べ約 760 人の支援に当たって来ました。今後も支援件数は増えていくと考えられ、各機関と連携した支援が必要になっています。

(2) 薬物依存を有する者への支援

《現状と課題》

法務省によると、令和4年の覚醒剤取締法違反による検挙者数は約6,000人であり、新たに刑務所に入所する者の罪名の約22.6%が覚醒剤取締法違反となっています。

国においては、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が息の長い支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していくこととしています。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。

また、大麻事犯の検挙人員は全国的に増加傾向にあり、当県では、令和4年の大麻事犯検挙者80人中、30歳未満の者が62名(77.5%)を占めるなど、若年層を中心とした大麻の乱用は拡大しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、司法関係機関や保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復のため継続的に支援していく必要があります。

また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要があります。

【和歌山県の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
薬物事犯保護観察対象者の数 (人)	86	96	98	111	99
うち保健医療機関等による治療・ 支援を受けた者の数 (人)	0	0	0	0	4
保健医療機関等による治療・支援 を受けた者の割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%

(データ提供：法務省)

《具体的施策》

- 薬物依存に関する相談体制の充実及び広報・啓発
 - ・ 県精神保健福祉センター及び保健所において、電話、面談により、薬物依存症者の精神科医療の受診や回復に向けた相談や、家族・周囲の方の対応に関する相談に応じます。
また、当事者に対しては認知行動療法を用いたプログラムやグループセッションを行うとともに、その家族等に対してはワークブックを活用した回復の支援を行います。

【(県) 障害福祉課】

- ・ 県立こころの医療センターにおいて、薬物依存症の相談、医師による診察・治療を行います。

【(県) こころの医療センター】

- ・ 薬務課、保健所（支所）及び民間委託による電話相談を行うとともに、昼夜を問わず受付できるメール相談窓口を設置し、啓発資材等を活用して相談窓口の周知を図ります。

【(県) 薬務課】

- ・ 薬物依存問題を抱える当事者及び家族からの相談窓口を警察本部及び警察署に設置、相談内容に応じ、支援団体の教示等必要な措置を実施します。
各種広報媒体（インターネット、ラジオ等）を利用して薬物の乱用防止のための広報を実施します。

薬物事件で検挙されて勾留中の者に対し、薬物再乱用防止に関する知識、支援関係機関、相談窓口等の教示、資料の閲覧、交付等を実施します。

【(県警) 組織犯罪対策課】

- 関係機関・団体との連携の強化
 - ・ 薬物の再乱用防止に関わる各種機関及び団体で構成する担当者会議を和歌山保護観察所と共催で開催し、相互の連携強化等に係る検討及び情報の共有を図ります。

【(県) 薬務課】

～ダルク(DARC)の取組～

ダルク(DARC)とは、覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるため、当事者により始められた回復支援事業で、1986年に活動が始まり、現在ほぼ全県に展開しています。

一般社団法人和歌山ダルクは、全国的に見ても数少ない女性が利用できる施設でもあり、依存症当事者(単身)が入所できるナイトケアハウスも運営しています。

入所者たちは共に過ごす中でフェロウシップ(仲間意識)を育み、互いに助け合い、クリーン(薬物・アルコールを使わないで生きる)でいることを目指しています。施設では、リカバリーダイナミクスとミーティングを軸として、AA(アルコールクス・アノニマス)(※1)やNA(ナルコティクス・アノニマス)(※2)の12Step(※3)等の様々な依存症回復プログラムに、一日の午前と午後に分け、日々取り組んでいます。

プログラムに取り組む以外にも、外でのレクリエーションや、夕食を入所者の当番制にして自分たちで作るなど、お互いが信頼関係を築き、共に支えあって依存からの回復を目標に過ごしています。

また、医療・司法・福祉・行政・教育現場と連携を図り、薬物・アルコール乱用防止の広報・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。特に教育現場等への講演講師派遣では、施設スタッフだけではなく、実際の入所者にも自身について話してもらうことにより、依存症に対する周囲の理解促進を働き掛けています。

令和元年11月1日より指定自立訓練(生活訓練)事業所としてHealing Place デイケアセンターを開所し、ナイトケアハウスは自立準備ホームとしても利用可能です。

関西職親プロジェクト和歌山支部とも連携を取り、社会復帰する方を支援しています。

※1 AA (アルコールクス・アノニマス)

様々な職業・社会層に属している人々がアルコールを飲まない生き方を手にし、それを続けていくために自由意思で参加している世界的な団体。

※2 NA (ナルコティクス・アノニマス)

前述のAA参加者から生まれた、薬物依存からの回復を目指す薬物依存者の国際的かつ地域に根ざした集まり。

※3 12Step

AAが作成したアルコール依存症から回復するためのプログラム。12段階に分かれている。

3 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施

《現状と課題》

未成年者が非行に至る過程で学業に価値を見出せず進学を断念したり、中退する者が少なからずいることから、非行少年の立ち直り支援及び学校への就学支援が重要です。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援のほか、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司や BBS 会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

また、過去に警察で関わりをもった少年の中には、少年を取り巻く環境や少年自身の問題等の様々な要因で、疎外感や孤独感を抱き、再非行に走る者が数多く存在しており、居場所づくりを通じた立ち直り支援についても重要となっています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、円滑な社会復帰のためには、進学・復学のための支援、情報提供等を継続していく必要があります。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和4年中の新受刑者のうち、高等学校に進学していない者の割合】

	受刑者数	高等学校未進学者	未進学率
和歌山県	53人	20人	37.7%
全国	8,180人	3,310人	40.5%

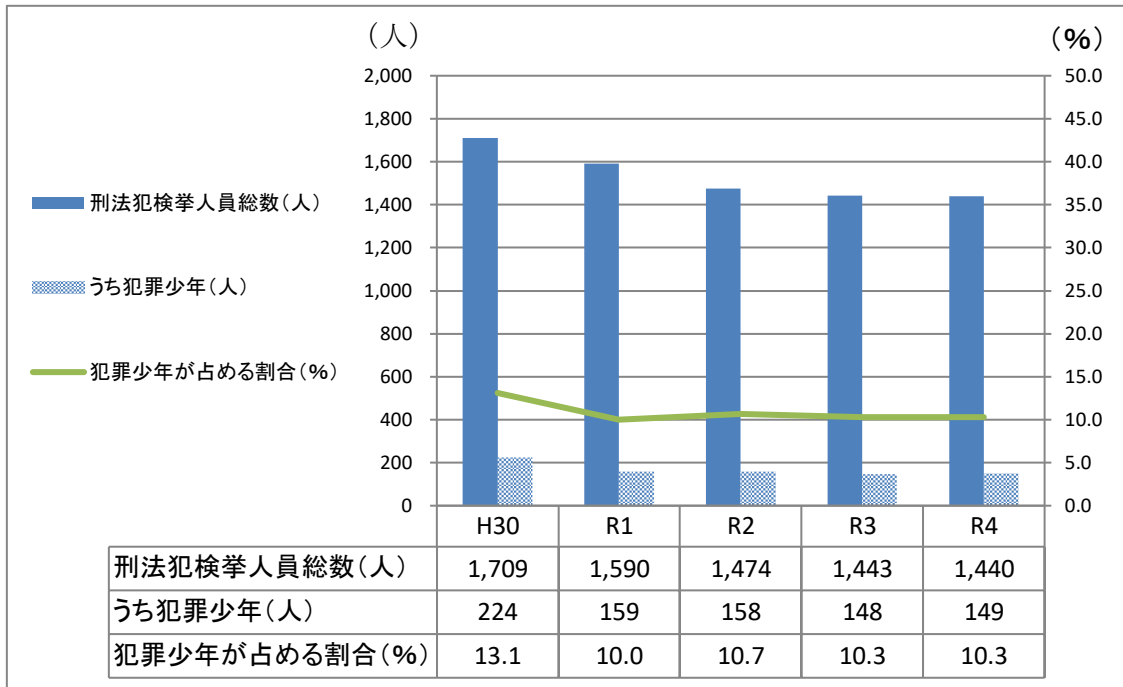
(データ提供：法務省)

【再犯時に和歌山県に居住していた令和4年中の新受刑者のうち、高等学校中退者の割合】

	受刑者数	高等学校中退者	中退率
和歌山県	53人	11人	20.8%
全国	8,180人	2,179人	26.6%

(データ提供：法務省)

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の犯罪少年の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

- 児童生徒の非行の未然防止等
 - ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）において、各地域の青少年センターと連携した啓発活動や少年補導委員等との夜間特別街頭補導を実施します。
 - ・ ネットパトロールにより有害情報や、少年の非行・危険行為等の早期発見に努めるとともに、情報モラル講座やネットトラブル相談窓口等により、青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境を整備し、ネット依存等の対策を推進します。
 - ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）、“社会を明るくする運動”強調月間（7月）において、青少年の健全育成のための広報啓発を実施します。
 - ・ 少年保護関係機関会議を開催し、各関係機関・団体との情報共有及び連携の強化を図ります。

【(県) こども支援課】

- 少年非行防止活動の拠点として警察本部及び田辺警察署内に少年サポートセンターを設置し、過去に警察でかかわりを持った少年の立ち直りを支援し、少年の非行を防止するため、少年の社会参加活動や居場所づくり活動等を行います。

また、少年と年齢が近い大学生・大学院生を学生サポーター「ブロッサムリーダーズ」として委嘱し、少年とともに様々なボランティア活動に参加するなどして居場所づくりを行うことで、少年の立ち直りを手助けします。

- 小中学校や高校等へ少年サポーターを派遣して非行防止教室を開催し、児童生徒の規範意識を向上させるなど非行やいじめの防止を図ります。

また、教育委員会との連携のもと、中学校に学校支援サポーターを派遣し、常駐させて、生徒への指導や教員への助言等を行うことにより、学校環境の改善をサポートします。

【(県警) 少年課】

- 様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切な相談支援を行うため、公立小・中・義務教育学校及び高等学校、特別支援学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

加えて、対面、電話相談窓口やこどもにとって身近な SNS での相談窓口を設置し、より相談しやすい環境を整備することで、非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

- 非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、法務少年支援センター(少年鑑別所)との連携を促進します。

- 児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止、安全確保に関し、学校と警察が連携・協力することによって、児童生徒の健全育成を図ります。

- 学校が単独で解決することが困難とされる事案について、弁護士、臨床心理士等で構成される教育支援評価会議により適切な対応方法を助言したり、タスクフォースの派遣により当該事案の速やかな解決を図ることによって児童生徒の非行の未然防止につなげます。

- ・ 県立学校について、問題行動を起こした生徒に対しての特別指導を行うにあたっては、学校での別室謹慎指導等を適宜組み入れ、生徒に反省を促すとともに、学習の遅滞を生じさせない工夫・配慮を行うよう指導します。
- ・ 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等について、学校における組織的対応を充実させるために、要となる生徒指導部長等の研修を行い、教員の指導力向上を図ります。

【(県教委) 教育支援課】

○ 非行等による学校教育の中断の防止等

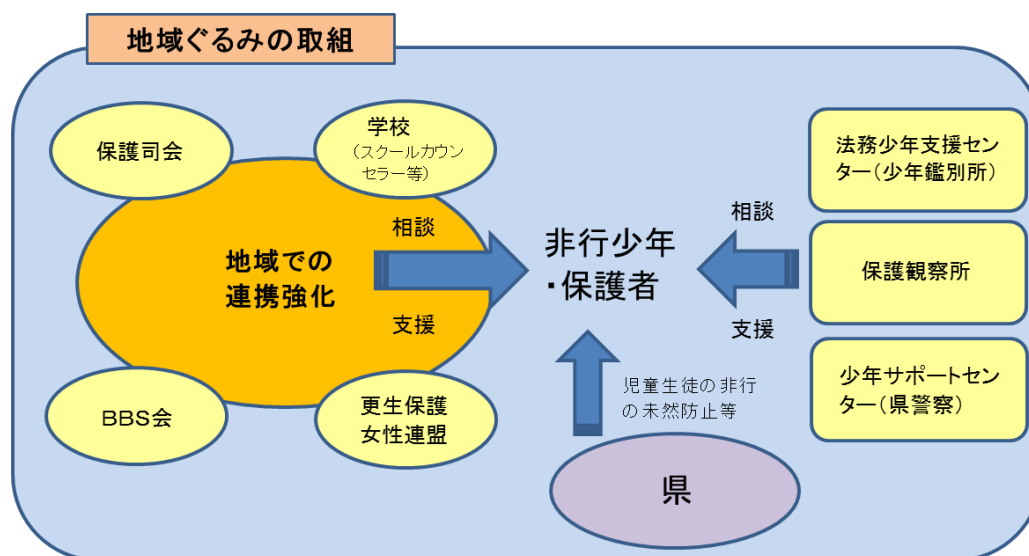
- ・ 市町村教育委員会及び県立学校に対し、矯正施設に入院・入所している児童生徒が、円滑に学校生活に復帰・進学できるよう矯正施設と緊密に連携・協力するよう助言・指導します。

【(県教委) 教育支援課】

○ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・ 様々な理由により高等学校を中途退学した生徒等に対する支援を充実するため、若者サポートステーション With You 等との連携を強化します。
支援を必要とする生徒の県立高等学校・特別支援学校高等部から若者サポートステーション With You への円滑な引継ぎや連携した支援の実施手順等をまとめた手引きを県立学校に周知し、生徒本人のニーズや保護者の意向を確認しながら相談支援を進め、社会の担い手として活躍できるよう、一人一人に応じた支援につなげます。

【(県教委) 教育支援課】



トピックス⑨

～法務少年支援センター（少年鑑別所）の取組について～

少年鑑別所は、非行少年を家庭裁判所の審判まで収容するとともに、少年が非行に及んだ動機・原因の分析や今後の処遇方針についてレポートにまとめ、家庭裁判所に提出するという、非行・犯罪の心理アセスメントを専門とする機関です。それ以外にも、少年が落ち着いた気持ちで審判を受けられるように助言を行ったり、健全育成に資するための働き掛けをしたりしています。

また、地域社会においては、「法務少年支援センター」という名称で、地域援助という活動もしています。これは、非行・犯罪問題の専門機関として、地域の非行・犯罪防止や青少年の健全育成に資するため、相談等を受けているものです。名称に少年とありますが、地域援助においては成人に関する依頼にも対応しています。

和歌山県においては和歌山市に、わかやま法務少年支援センター（和歌山少年鑑別所）があり、個人や機関・団体からの依頼に応じて、非行・犯罪に関する問題についての心理相談や、面接・各種心理検査の実施、その結果を踏まえた問題行動の分析や指導方法等の提案、心理教育や個別指導、研修・講演等を行っています。依頼元機関や連携先としては、教育機関、福祉機関、保健・医療機関、司法・更生保護機関等多様であり、その中でも、福祉機関や学校等の教育機関からの依頼を多く受けています。

具体例としては、問題行動に及ぶ児童生徒や福祉機関の利用者に対して、面接や心理検査を実施し、どうして問題行動が生じているのか、どのように関われば良いのか等について御提案するといったことがあります。ほかにも、必要に応じて問題別のワークブック等を用いた心理教育を実施するとか、支援会議等への出席や情報提供、非行・犯罪問題に関する講演や研修への講師派遣等も実施しています。

このように少年鑑別所は、地域社会において、多機関との連携を図りながら非行・犯罪の防止、青少年の健全育成に取り組んでいます。

地域援助業務の援助内容

わかやま法務少年支援センター

心理相談	情報の提供、助言	社会に開かれた 少年鑑別所を目指して
検 査	性格検査・適性検査	
研修・講演	非行、その対応等	
法 教 育	決まりを守る大切さ	
機関等援助	問題の分析 指導方法の提案	

お気軽に御利用ください。

トピックス⑩

～非行少年の立ち直り支援に関する民間団体の取組～

・和歌山・家庭少年友の会

和歌山・家庭少年友の会は、少年法により家庭裁判所に送致され、処分を決定されるまでの間、保護に欠ける少年の付添人活動や、裁判所が行う教育的措置の手伝い等を行うボランティア団体です。

同様の会は全国各都道府県にあって、和歌山県では、昭和 53 年 6 月に全国で 11 番目、近畿では大阪府、滋賀県に次いで 3 番目に設立いたしました。

会員は約 170 名おり、現職の調停委員、弁護士及びそのOBで構成しています。

・和歌山非行と向き合う親たちの会「おりづるの会」

こどもの非行は家庭の問題と捉えられがちで、その親は色んな悩みを抱えていてもそれを打ち明ける場がなく、1人で悩んで孤立感を深めてしまう傾向にあります。

和歌山非行と向き合う親たちの会「おりづるの会」は、こどもの非行に悩む親たちを支援する自助グループです。

毎月1回の例会では、4～6人の親たちが集まり、胸に一杯溜めた思いを語り、学び合うことにより、我が子と向き合う元気を取り戻してもらうように努めています。

平成 14 年に発足し、非行で悩んでいる親御さんたちとともに歩んでいます。

トピックス⑩

～ 時代に応じた少年の再非行防止について ～

全国の少年による刑法犯の検挙人員は、平成初期には年間 15～20 万人の高水準で推移していましたが、平成 16 年以降は減少し続けていました。

しかしながら、令和 4 年は 19 年ぶりに増加に転じ、20,912 人でした。

県の少年による刑法犯の検挙人員は、平成 18 年までは年間 1,000 人前後の高水準で推移していましたが、以降は減少傾向にあり、令和 4 年は 149 人でした。

一方、令和 4 年の再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率）については、全国が 31.7%、県が 38.3%であり、近年は、この比率が著しく減少したという形跡がなく、非行少年の約 3 人に 1 人が再非行少年という高水準で推移しています。

特に最近では、少年が目先の利益を手に入れるため、SNS 上に掲載された「闇バイト」（高額な報酬を受け取る代わりに犯罪行為を代行するアルバイトのこと。）の募集へ安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。

警察の捜査等により、闇バイトの募集に応募した少年は、

- 自身の行為の危険性を認識しないまま、犯罪の首謀者に重大な犯罪に加担させられている
- 自身の顔写真や住所等を募集者に送付することで犯罪に加担せざるを得ない状態になっている
- 強盗等の実行犯や受け子等として犯罪の首謀者から都合よく利用された後、犯罪組織の「捨て駒」として切り捨てられている

等という危険な実態が明らかになっています。

少年は、精神的に未熟・不安定で、環境の影響を受けやすいなどという特性があるほか、安易な考えで非行に及びやすいという傾向があることから、社会全体でこれらの犯罪から少年を守る必要があります。

少年による再非行防止を推進する上では、そのような近年の犯罪態様に対応した取組についても必要であると考えられます。

4 特性に応じた効果的な支援のための取組

《現状と課題》

犯罪・非行に至る背景は多岐にわたり、例えば、飲酒運転や窃盗を繰り返す背景には、アルコール依存症の問題や、依然そのメカニズムは解明されていないものの、直接犯罪に結びつくいわゆる「窃盗症」の問題も指摘されています。

再犯防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要です。

国においては、これまで、矯正施設や保護観察所で活用するアセスメントツールを開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。

また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から、学校、刑事司法関係機構を強化し、必要な対策を進めてきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続きを離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないなどの課題があります。

《具体的施策》

○ ストーカー加害者に対する指導等

- ・ ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令等の運用により、被害者への接触防止措置を徹底します。

加害者の内面に働き掛けて、執着心や支配意識を取り除くため、カウンセリング等が有効と認められる者への治療勧奨を行っています。

カウンセリング等を受ける意思があれば、提携している精神科医の協力を得て、疾患に応じたカウンセリング等を実施し、再犯防止を図ります。

【(県警) 人身安全対策課】

○ 性犯罪者に対する指導等

- ・ 法務省の協力を得て、子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑事施設に収容され、出所した者について、その再犯防止を図るため、出所後の継続的な所在確認や面談等、再犯防止と社会復帰に向けた支援を実施します。

【(県警) 人身安全対策課】

○ 暴力団関係者等に対する指導等

- ・ 暴力団関係者の検挙、暴力団関係者からの相談等の機会を通じ、離脱、社会復帰に向けた指導、働き掛けをします。
- ・ 和歌山市内の警察署及び和歌山県暴力団追放県民センターとの社会復帰並びに被害回復対策検討会や和歌山県暴力団追放県民センターによる和歌山県暴力団離脱者等社会復帰対策協議会定例会総会を開催し、暴力団関係者の社会復帰に向けた情報共有及び連携強化を図ります。

【(県警) 組織犯罪対策課】

○ 少年・若年者に対する支援等

- ・ 「若者サポートステーション With You」において、こども・若者のあらゆる相談に対応し、適切な支援機関の紹介や情報提供、助言等を行います。
また、出張相談を行うなど、相談窓口を拡充し、こども・若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

【(県) こども支援課】

○ 依存症者に対する支援・指導等

- ・ 県精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめ、様々な依存の問題に関する相談窓口を設置し支援します。

【(県) 障害福祉課】

- ・ 県立こころの医療センターにおいて、薬物依存症等、各種依存症の相談、医師による診察・治療を行います。

なお、各種依存症については、専門治療体制の確立に向けて調査研究を行います。

- ・ 県立こころの医療センターにおいて、医師による診察・治療、依存症についての医学的知識や回復方法等について学ぶ基礎講座、ものの受け取り方や考え方に働きかける認知行動療法、家族が依存症への理解や具体的な接し方を学ぶ家族教室等のプログラムの実施をはじめ、社会資源の紹介・活用等、包括的な支援を行っています。

【(県) こころの医療センター】

- ・ 飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診等の義務履行を促進し、アルコール依存症と診断された者について医療機関での治療を継続的に指導します。

【(県) 県民生活課】

○ 高齢者に対する支援等

- ・ 認知症の家族や当事者の方の悩みや課題に対して相談を受け付ける専用相談窓口を設置し支援します。(再掲)

【(県) 長寿社会課】

○ 万引きを犯した高齢者に対する指導等

- ・ 万引きで微罪処分となった高齢者について、犯行動機が孤立や困窮による場合は、本人及びその家族に対し、地域包括支援センターへ相談に赴くよう指導するほか、独居高齢者や高齢世帯者である場合は、警察官が立ち寄りを実施し、相談や要望等の解決に努め、再犯防止を図ります。

【(県警) 生活安全企画課】

○ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

- ・ 和歌山県発達障害者相談支援センター「ポラリス」を平成17年10月に設置し、発達障害児者とその家族を総合的に支援するため、電話や来所等による相談支援や就労支援に加え、保育・教育・福祉・医療機関等に対して、助言やコンサルテーションを行い発達支援を実施します。

【(県) 障害福祉課】

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

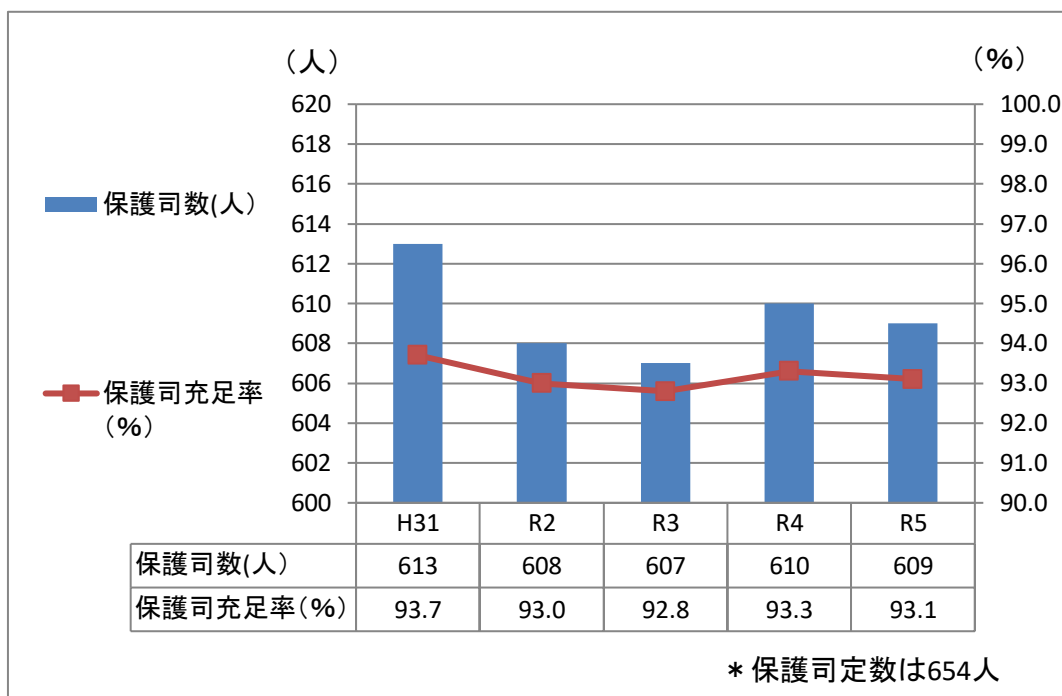
また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う^{きょうかいし}教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず、社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループ等、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

これらの民間ボランティアや民間協力者等は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であり、地道な取組を積み重ねて来た方々です。

民間協力者が、息の長い支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができるよう、保護司活動に対する支援を充実させる必要があります。

【和歌山県の保護司数及び保護司充足率】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 民間協力者の活動促進

- ・ 民間協力者や民間団体における再犯の防止等に関する取組を広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組みます。

また、保護司をはじめとした民間協力者の開拓への支援を行います。

【(県) 県民生活課】

○ 民間協力者の顕彰

- ・ 更生保護ボランティア活動等の顕著な功績を顕彰し、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及促進します。

【(県) 県民生活課】

(2) 広報・啓発活動の推進

《現状と課題》

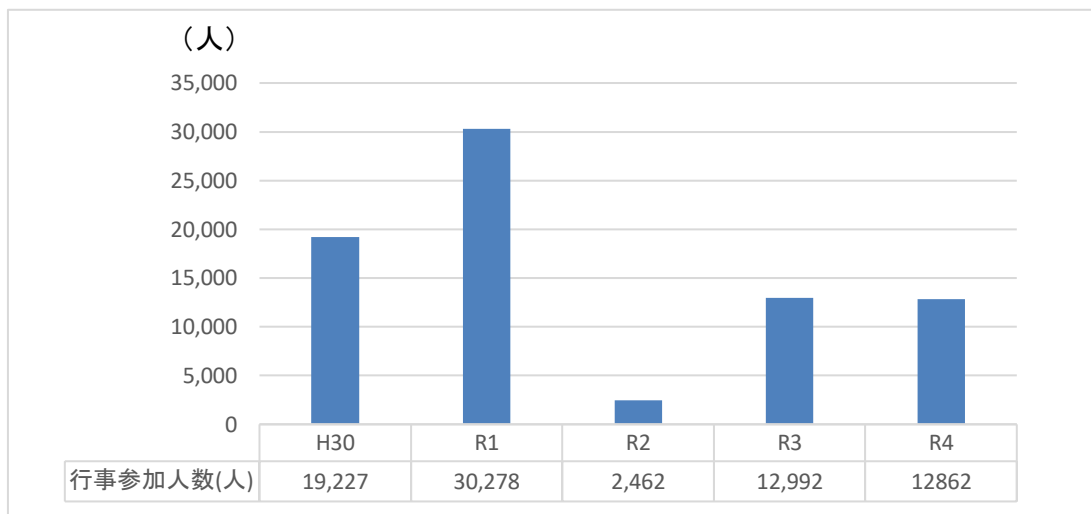
犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すとともに、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域社会の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、これまでも、全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動等を実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても放っておくことができないこととして国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があることから広報啓発活動の強化が必要です。

また、犯罪をした者等は、社会の根強い偏見や差別意識のため、住宅の確保や就職等基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人の真摯な更生意欲だけでは、その社会復帰は厳しい状況にあります。こうした人々に対する偏見等をなくすため、関係機関と連携・協力しながら啓発活動を強化していくことも必要です。

【和歌山県の“社会を明るくする運動”行事参加人数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ・ 再犯防止啓発月間（7月）、「社会を明るくする運動」強調月間（7月）等において、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生及び人権に関する県民の理解の増進を図るために広報啓発活動を推進します。

【(県) 県民生活課】

【(県) 人権施策推進課】

- ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）、「社会を明るくする運動」強調月間（7月）において、青少年の健全育成のための広報啓発を実施します。

【(県) こども支援課】

6 関係機関の職員等に対する専門的教養の実施

《現状と課題》

新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として生活を安定させる必要があります。刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連帯して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に県や市町村が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、地域住民に身近な県や市町村の取組が求められます。

しかしながら、市町村においては、再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しい等の課題があり、職員向けの専門的教養の実施や関係機関とのネットワーク構築が不可欠です。

また、本県においては、市町村における再犯防止推進計画の策定率が低いことから、同計画の策定を支援・促進し、犯罪をした者等への支援体制の整備に努める必要があります。

これらの課題に対応するため、広域的な支援を行う県と関係機関、犯罪をした者等が帰住する市町村との連携を深め、円滑な支援の提供等に努める必要があります。

《具体的施策》

- 関係機関の職員に対する研修の充実
 - ・ 市町村をはじめとした関係機関の職員を対象とした研修会等の実施により、情報共有や担当職員の理解促進を図るとともに、市町村における再犯防止推進計画策定を促進します。

【(県) 県民生活課】

●用語解説●

【あ行】

入口支援

起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者に限る。）のうち、高齢、身体障害、知的障害又は精神障害等により、円滑な社会復帰を図るために福祉的支援（医療的支援を含む。）を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等が連携し、検察官が身柄を釈放する際などに福祉サービスに橋渡しするなどの取組

【か行】

科料

軽微な犯罪に科する財産刑の一つ。金額の点で罰金とは区別される。

仮釈放

罪を悔い改める「改悛（かいしゅん）」の意図が見受けられる者を対象に、刑期又は収容期間の満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

起訴猶予処分

犯罪の疑いが十分にあり、裁判で有罪が立証される可能性がある場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重等に配慮して検察が起訴しない処分

教誨

刑事施設等に収容されている受刑者に対し、徳性の育成を目的として行う教育活動。宗教各派の教義に基づき行われる宗教教誨を指すことが多い。

矯正施設

犯罪をした者及び非行少年を収容する施設の総称。刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所

協力雇用主

犯罪をした者等が自立し、社会復帰ができるように犯罪をした者等を雇用する民間の企業

刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所の施設の総称

刑の一部の執行猶予制度

受刑者の社会復帰の促進や、保護観察による再犯防止を図るため、裁判所が初犯や薬物使用者等に対し懲役又は禁錮刑を言い渡す際に、刑期の一部を刑務所で服役させ、残りの刑期の執行を猶予する制度

刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察対象者等が継続した雇用を得られるよう、雇用した協力雇用主に対して国が支払う奨励金

ケース会議

実際にあった事例を用いて、サービスに携わっている人が集まり、利用者の状態の変化や新しい課題や問題点がないか等を検討する事例検討会

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び犯罪に至ることがないように、社会復帰等ができるように援助又は支援すること。保護司等のボランティアや関係機関と連携しながら推進していく。

更生緊急保護

刑事上の手続きや保護処分による拘束が解かれた人が、親族からの援助や公共機関等の保護が受けられない場合、又はそれだけでは改善更生ができないと認められた場合、本人の申し出によって行われる緊急的な援助や保護

更生保護施設

住居がない、頼るべき人がいない、本人に社会生活上に問題がある等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を一定期間保護し、自立に向けて準備できるような生活基盤を提供する施設

更生保護女性会

地域の犯罪予防啓発活動や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

【さ行】

再入者

出所した後も罪を犯す等をして、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者

執行猶予

刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予する猶予期間を与え、その期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度

社会福祉施設

社会福祉事業を公明・適切に行う施設の総称

社会福祉士

身体や精神上の障害及び環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の相談に応じ、専門的な知識や技術に基づき助言や指導、援助を行う者

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。毎年7月を強調月間としている。

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。職員が生活指導等に当たる。

青少年センター

いじめ、不登校、非行少年の早期発見、早期補導、継続相談指導等を行う機関。地方公共団体が中心となって運営している。

全部執行猶予

執行猶予の取消しを受けることなく期間を終えると、刑の言い渡しは効力を失うこと。

【た行】

タスクフォース

特定任務遂行のために編成する部隊

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有する矯正施設退所予定者等が、社会内で、円滑に福祉サービスを受けることができるように保護観察所等の関係機関と連携・協力して支援する機関

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口の役割を担い、高齢者の権利の擁護や介護予防支援、ケアマネジメント支援等の業務を行っている。市町村が設置し、運営する。

出口支援

高齢であったり、障害を有していたりする刑務所出所者等に対して、必要な福祉サービスを受けることができるように地域生活定着支援センター等が関係機関と協働して行う支援

篤志面接委員

法務省からの委嘱を受けて、矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者等に対し、それぞれの施設において相談や助言、指導を行い、その改善更生に寄与する民間の篤志家によるボランティア

【な行】

認知行動療法

認知療法と行動療法を統合した、情緒障害等に対する治療法の一つ

【は行】

非行少年

少年法の中での、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような身近な存在としての立場で接することで、その立ち直りや成長を支援し、犯罪や非行のない社会を目指して活動を行う青年のボランティア団体

保護観察

執行猶予者や仮出所者を施設に収容することなく、指導監督・補導援助により自発的な更生を図ることを目的とした制度

保護司

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪者の改善・更生を助けるボランティア。1950年制定の保護司法で規定されている。

【ら行】

リカバリーダイナミクス

薬物やアルコール等の依存症回復施設で用いられるカリキュラム

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

- (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

- 第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。